

令和2年第2回定例会

埼玉県後期高齢者医療
広域連合議会議案

令和2年11月5日

議 案 目 次

議案第8号	専決処分の承認を求めることについて（埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例） ……	1
議案第9号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）） ……	5
議案第10号	令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） ……	別冊
議案第11号	令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号） ……	別冊
議案第12号	令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について ……	7
議案第13号	令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について ……	8

議 案 第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年11月5日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 清

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染の疑いがある被用者である被保険者に対し、早期に傷病手当金を支給できるようにする必要が生じたことから、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を令和2年4月30日に専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

令和2年4月30日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 清

印

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第5条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第6条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただ

し、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第7条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定によりこの広域連合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行し、改正後の附則第5条から第7条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

議 案 第 9 号

専 決 処 分 の 承 認 を 求 め る こ と に つ い て

令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年11月5日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 清

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染の疑いがある被用者である被保険者に対し、早期に傷病手当金を支給するため、当該傷病手当金を計上した令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を令和2年4月30日に専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第1号）（別紙）

令和2年4月30日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 清 印

令和2年4月専決

令和2年度 埼玉県後期高齢者医療広域連合 特別会計補正予算及び補正予算説明書

目 次

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	1
・第1表 歳入歳出予算補正	4
後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）説明書	7
・歳入歳出補正予算事項別明細書	8
1. 総 括	8
2. 歳 入	10
3. 歳 出	11

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和２年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

令和２年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１０，８６６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７６８，１３５，８６６千円とする。
- ２ 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年４月３０日専決

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 清

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		232,724,724	10,866	232,735,590
	2. 国庫補助金	52,484,297	10,866	52,495,163
歳入	合計	768,125,000	10,866	768,135,866

(歳 出)		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保 険 給 付 費		758,477,083	10,866	758,487,949
	3. そ の 他 医 療 給 付 費	2,485,400	10,866	2,496,266
歳 出 合 計		768,125,000	10,866	768,135,866

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(単位 千円)

(歳入)	款	補正前額	補正額	補正額	計
1. 市	町 村 支 出 金	146,211,249	0	146,211,249	
2. 国	庫 支 出 金	232,724,724	10,866	232,735,590	
3. 県	支 出 金	62,729,773	0	62,729,773	
4. 支	払 基 金 交 付 金	315,002,102	0	315,002,102	
5. 特 別	高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	324,173	0	324,173	
6. 財	産 収 入	150	0	150	
7. 繰	入 金	7,353,191	0	7,353,191	
8. 繰	越 金	3,000,000	0	3,000,000	
9. 諸	収 入	779,638	0	779,638	
歳	入 合 計	768,125,000	10,866	768,135,866	

(歳出) (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳
				財源			
				特定	地方債	その他	
1. 総務費	1,498,402	0	1,498,402				
2. 保険給付費	758,477,083	10,866	758,487,949	10,866			
3. 特別高額の医療費共同事業拠出金	324,174	0	324,174				
4. 保健事業費	4,643,157	0	4,643,157				
5. 基金積立金	150	0	150				
6. 公債費	1	0	1				
7. 諸支出名	3,175,033	0	3,175,033				
8. 予備費	7,000	0	7,000				
歳出合計	768,125,000	10,866	768,135,866	10,866			

2. 歳入

(款) 2. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	金額	
1. 調整交付金	51,204,883	10,866	51,215,749	1. 調整交付金	10,866	特別調整交付金
計	52,484,297	10,866	52,495,163			

3. 歳出

(款) 2. 保険給付費 (項) 3. その他医療給付費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	明
				特 国県支出金	地方債	財 源 その他	区 分	金 額		
3. 傷病手当金	0	10,866	10,866	10,866			18. 負担金、補助及び交付金	10,866	10,866	傷病手当金
計	2,485,400	10,866	2,496,266	10,866						

議案第12号

令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定に
ついて

令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和2年11月5日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 清

提案理由

地方自治法第96条第1項第3号の規定により、この案を提出する。

議 案 第 1 3 号

令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計
歳入歳出決算認定について

令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和2年11月5日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 清

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第3号の規定により、この案を提出する。

